

「びわ湖疏水船（繁体字版）」パンフレット印刷業務 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「びわ湖疏水船（繁体字版）」パンフレット（以下「パンフレット」という。）の印刷について、仕様を定めるものである。

2 法令等の遵守

受託者は、本仕様書、京都市上下水道局契約規程その他業務上関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。

3 業務内容

京都市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が提供するパンフレットのデータを印刷し、納品すること。パンフレットのデータは **PDF** 形式で提供する。

印刷するパンフレットの仕様は以下のとおりとする。

数 量	2, 0 0 0 部
形 状 ・ 寸 法	・ A 5 （仕上がりサイズ） 1 6 ページ ・ 中綴じ製本 ・ 左側ホッチキス止め
印 刷 ・ 印 色	・ 両面フルカラー印刷
紙 質	・ マットコート紙／9 0 kg
校 正	・ 1 回以上の校正をすること。
そ の 他 指 示 事 項	・ 納品形状：1 箱当たり 4 0 0 部～5 0 0 部で梱包 ・ 制作データは、 PDF 形式（トンボなし、 5MB 以下）として納品すること。
履 行 期 限	令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）
履 行 場 所	・ 上下水道局総務部総務課 2, 0 0 0 部

4 支払方法

完了後一括払い

5 提出物

受託者は、以下に定めるものを上下水道局総務部総務課に提出すること。

- (1) 3に定めた成果品
- (2) 納品書 1部
- (3) 請求書 1部

6 著作権・著作権

- (1) 本件業務において受託者が作製した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てこれを本市に譲渡するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 上下水道局は、当該パンフレットの増刷及びインターネット発信に関する二次使用权を有する。

7 その他

- (1) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、上下水道局と協議し、その決定に従うこと。
- (3) 上下水道局は、必要に応じて、業務内容の変更を行うことができる。この場合において、受託者と協議のうえ決定するものとする。